

# 平成28年度さいたま市立太田小学校いじめ防止基本方針

## I はじめに

いじめは、いじめを受けた児童の教育を受ける権利を著しく侵害し、その心身の健全な成長及び人格の形成に重大な影響を与えるのみならず、その生命又は心身に重大な危険を生じさせるおそれがあるものである。

学校は、保護者、地域住民、関係機関と連携を図り、学校全体でいじめ防止・早期発見に取り組むとともに、いじめの事実を確認した時は、「いじめ防止対策推進法」及び国の「いじめ防止等のための基本的な方針」に基づき、本校の全児童が、明るく楽しい学校生活を送ることができるよう、「いじめ防止」「早期発見」「いじめに対する措置」の具体的な取り組みに示したものである。

## II 本校のいじめの問題に対する基本姿勢

- 1 いじめの問題に対応する事件・事故を、対岸の火事ではない、という危機感を持つこと。
- 2 いじめを発見したら、「抱きついてでも」止めること。
- 3 いじめられる児童を絶対に守り抜くこと。
- 4 「いじめは絶対に許さないこと」という強い意識を持つこと。
- 5 いじめる児童に対し、毅然とした態度で指導すること。
- 6 荒れた状態、すさんだ状況を放置せず、教育環境を整えること。
- 7 重大事態には、警察等関係機関と必ず連携すること。

## III いじめの定義（「いじめ防止対策推進法」第2条）

「いじめ」とは、児童等に対して、当該児童等が在籍する学校に在籍している等当該児童等と一定の人的関係にある他の児童等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であって、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているものをいう。

## IV 組織

- 1 いじめ対策委員会（「いじめ防止対策推進法」第22条）
  - (1) 目的 学校におけるいじめ防止等に関する措置を実効的に行うため。
  - (2) 構成員 校長、教頭、生徒指導主任、教育相談主任、養護教諭、特別支援教育コーディネーター、学校地域連携コーディネーター、学校評議委員（PTA 会長、主任児童委員、民生委員、自治会長等）  
※必要に応じて、構成員以外の関係者を招集できる。
  - (3) 開催
    - ア 定例会（各学期1回程度開催）
    - イ 校内委員会（生徒指導委員会等と兼ねて開催）
    - ウ 臨時部会（必要に応じて、必要なメンバーを招集して開催）

(4) 内 容

- ア 学校基本方針に基づく取り組みの実施、学校基本方針に基づく取り組みの進捗状況の確認、定期的検証
- イ 教職員の共通理解と意識啓発
- ウ 児童や保護者・地域に対する情報発信と意識啓発、意見聴取
- エ 個別面談や相談の受け入れ、及びその集約
- オ いじめやいじめが疑われる行為を発見した場合の集約
- カ 発見されたいじめの事案への対応
- キ 構成員の決定
- ク 重大事態への対応

2 子どもなかよし委員会

- (1) 目 的 いじめの問題を自分たちの問題として受け止め、自分たちにできることを主体的に考え、行動するとともに、いじめを許さない集団やいじめが起きない学校を作ろうとする意識を高め、いじめ防止等の取り組みを推進する。
- (2) 構成員 代表委員会
- (3) 開 催 各学期1回程度
- (4) 内 容
  - ア いじめ撲滅に向けた話し合いを主体的に行う。
  - イ 話し合いの結果を学校に提言する。
  - ウ 提言した取り組みを推進する。
  - エ いじめ撲滅キャンペーンに係る取り組みを行う。
  - オ いじめの未然防止に向けた児童の主体的な取組を推進するための話し合いを行い、全児童にいじめの未然防止の呼びかけを行う。

## V いじめの未然防止

1 道徳教育の充実

- (1) 教育活動全体を通して
  - 「いじめをしない、許さない」資質をはぐくむために、あらゆる教育活動の場面において、道徳教育に資する学習の充実に努め、道徳教育推進教師を中心に、全教師の協力体制を整える。
  - 道徳の内容項目と関連付けて、重点化を図り、時期と内容を明確にした全体計画を作成する。
- (2) 道徳の時間を通して
  - 「いじめ撲滅強化月間」(6月)に、「2 主として他の人とのかかわりに関すること」の内容項目を取り上げて指導する。

## 2 「いじめ撲滅強化月間」の取り組みを通して

- 実施要項に基づき、各学校や児童生徒の実態に応じて、以下のすべての内容について取り組む。
  - ・ 児童生徒啓発ポスターを活用した、いじめ撲滅に向けた学級スローガンづくり
  - ・ 児童会による、いじめ撲滅を目指したキャンペーンの展開
  - ・ 校長等による講話
  - ・ 「いじめ防止指導事例集」を活用する等、いじめの未然防止に向けた学級担任等による指導
  - ・ 学校だよりやP T A広報誌による家庭や地域への広報活動

## 3 「人間関係プログラム」を通して

### (1) 「人間関係プログラム」の授業を通して

- 「いじめ撲滅強化月間」(6月)に、「構成的グループエンカウンター」等のエクササイズを実施することにより、あたたかな人間関係を醸成する。
- 「相手が元気の出る話の聴き方・相手が元気の出ない話の聞き方」等のロールプレイを繰り返し行うことにより、人との関わりの際に必要なスキルの定着を図り、いじめの未然防止に取り組む。

### (2) 直接体験の場や機会を通して

- 教育活動全体を通して、意図的・計画的に「人間関係プログラム」の授業で学んだスキルを活用する直接体験の場や機会を作り、定着を図ることで、いじめのない集団づくりに努める。

### (3) 「人間関係プログラム」に係る調査結果を生かして

- 各学級担任が、学級の雰囲気やスキルの定着度を的確に把握し、温かな雰囲気を醸成するとともに、いじめのない集団づくりに努める。

## 4 「いのちの支え合い」を学ぶ授業を通して

- 児童が、相談することの大切さを理解し、相談のスキル、悩みやストレスへの対処法などを身につける。特に、いじめは、いじめられていても本人がそれを否定する場合が多々あることを踏まえ、友達の代りに自分が信頼できる大人に相談することができるようにする。
- 授業の実施：5年生 2学期の学校公開日 6年生 2学期の学校公開日

## 5 メディアリテラシー教育を通して

### (1) 「携帯・インターネット安全教室」の実施

- 児童の情報活用能力の向上を図り、安全に正しくインターネットや携帯電話を使うことができる力を身に付けさせ、いじめの未然防止に努める。
- 「携帯・インターネット安全教室」の実施：5年生 11月 6年生 11月

## 6 助産師会「命の授業」を通して

- 助産師の話等を聞くことを通して、自他の生命を大切にできる児童の育成をねらいとして、いじめのない集団づくりに努める。
- 「命の授業」の実施：4年生 2学期

## 7 保護者との連携を通して

- (1) いじめは絶対に許されないことについて、学校と連携して指導する。
- (2) 子どもとコミュニケーションを図り、子どもの些細な変化を見逃さないように努める。
- (3) 子どもに基本的な生活習慣を身に付けさせ、心の安定を図る。

## VI いじめの早期発見（アセスメント・状況把握）

- 1 日頃の児童生徒の観察
- 2 「心と生活のアンケート」の実施及びアンケート結果に応じた面談の実施
- 3 毎月の「いじめに係る状況調査」の報告
- 4 教育相談週間（日）の実施
- 5 保護者アンケートの実施
- 6 地域からの情報収集

## VII いじめの対応

いじめやいじめの疑いがあるような行為を発見したり、情報を把握したりしたときは、「いじめに係る対応の手引き」に基づき、対応する。

- 校長は、情報を集約し、組織的な対応の全体指揮を行う。  
構成員を招集し、いじめ対策委員会を開催する。
- 教頭は、校長を補佐し、いじめ撲滅に向けて取り組む。
- 教務主任は、校長、教頭を補佐し、いじめの具体的内容を収集する。
- 担任は、事実の確認のため、情報収集を行う。  
担当する学年の情報共有を行う。  
校長(教頭)に報告する。
- 学年主任は、学年の児童の情報収集を行う。  
担当する学年の児童の情報収集を行う。  
担当する学年の情報共有を行う。  
校長(教頭)に報告する。
- 生徒指導主任は、児童の情報を把握できる体制づくりをする。  
児童の情報を全教職員に共通理解を図るための体制を整備する。  
校内・校外のコーディネーターとして関係者間の連絡・調整を図る。
- 教育相談主任は、該当学年、その他の学年から情報収集を行う。
- 特別支援教育コーディネーターは問題の背景に障害が要因として考えられないか、情報収集を行う。

- 養護教諭は、けがのある場合はけがの手当て、又傷ついた児童の心のケアに努める。
- さわやか相談員は、児童の心に寄り添い、教職員と連携して支援を行う。
- スクールカウンセラーは、専門的な立場から、アセスメントに基づく支援の指導助言や、児童へのカウンセリング等を行う。
- 保護者は、家庭において、子どもの様子をしっかりと把握し、異変を感じた時には、直ちに学校と連携する。
- 地域は、いじめを発見し、又はいじめの疑いを認めた場合には、学校等に通報又は情報の提供を行う。

## Ⅷ 重大事態への対応（「いじめ防止対策推進法」第28条）

- 1 生命・心身に重大な被害が生じた疑いや、相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑いがある場合は、「いじめに係る対応の手引き」等に基づいた対応を確実に行う。
  
- 2 重大事態について
  - (1) 「生命・心身に重大な被害が生じた疑い」
    - ・ 児童生徒が自殺を企図した場合
    - ・ 身体に重大な傷害を負った場合
    - ・ 金品等に重大な被害を被った場合
    - ・ 精神性の疾患を発症した場合      等
  - (2) 「相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑いがある場合」
    - ・ 年間30日を目安とする。
    - ・ 一定期間連続して欠席している場合は、迅速に調査に着手する。
  
- 3 児童生徒や保護者からいじめられて重大事態に至ったという申立てがあったときは、次の対応を行う。
  - (1) いじめ対策委員会で、いじめの疑いに関する情報の収集と記録、共有を行う。
  - (2) 校長は、いじめの事実の確認を行い、結果を教育委員会に報告する。

### ※ 教育委員会が、重大事態の調査の主体を判断

<学校を調査主体とした場合>

- 1 学校は、直ちに教育委員会に報告する。
- 2 学校は、教育委員会の指導・支援の下、学校の下に、重大事態の調査組織（いじめ対策委員会を母体とした）を設置する。
- 3 学校は、いじめ対策委員会で、事実関係を明確にするための調査を実施する。
- 4 学校は、いじめを受けた児童（生徒）及びその保護者に対して、情報を適切に提供する。
- 5 学校は、調査結果を教育委員会に報告する。
- 6 学校は、調査結果を踏まえた必要な措置を行う。

＜教育委員会が調査主体となる場合＞

- 1 学校は、教育委員会の指示の下、資料の提出など、調査に協力する。

## Ⅸ 研修

### 1 職員会議

- (1) 学校いじめ防止基本方針の周知徹底を職員に図る。(各学期初め)
- (2) 取り組みについての評価アンケートの実施、結果の検証をいじめ対策委員会で行い、結果を報告する。

### 2 校内研修

- (1) 児童ひとり一人を大切にし、分かる授業を進めること
- (2) 生徒指導・教育相談に係る全体研修(生徒指導・教育相談委員会・特別支援教育委員会)
- (3) 情報モラル研修
- (4) ネットいじめに係る研修の実施
  - ア ねらい 「ネットいじめ」等に、迅速かつ適切に対応するため
  - イ 回数 年1回
  - ウ 情報教育部と連携して、児童の実態や発達段階に応じて内容を検討し、実施する。

## Ⅹ PDCAサイクル

- 1 年間の取り組みについての検証を行う時期(PDCAサイクルの期間)の決定
- 2 「取組評価アンケート」、いじめ対策委員会の会議、校内研修等の実施時期の決定
- 3 4校(岩槻小・太田小・岩槻中・岩槻商業高等学校)連絡協議会(学期ごと年3回)